

令和7年度 第1回 大和市協働推進会議 次第

日時: 令和7年6月25日(水) 10時00分～

場所: 大和市役所会議室棟102会議室

1. 開 会
2. 委 嘱
3. 市長あいさつ
4. 自己紹介
5. 会長・職務代理の選出
6. 諮 問
7. 議 題
 - (1) 審議方法
 - (2) 審 議
8. その他
9. 閉 会

大和市協働推進会議 委員名簿

任期：令和 7 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日

令和 7 年 4 月 1 日現在

(順不同・敬称略)

区 分	委員氏名	備 考
関係団体の構成員	たかはし ただひろ 高橋 忠広	大和市自治会連絡協議会 副会長
	なるみ さとし 鳴海 智	大和商工会議所 専務理事
知識経験を有する者	こやま しんいちろう 小山 紳一郎	明治大学大学院 兼任講師
	みずさわ ひろこ 水澤 弘子	NPO 法人さがみはら市民会議 副代表理事
	さいじょう よしひと 西 條 由人	元神奈川県職員
市長が行う公募に	さわやま ひろあき 沢山 広明	大和市在住
応じた市民	たかはし ま き 高橋 麻紀	大和市在住

令和 7 年度
第 1 回大和市協働推進会議
(資 料)



大和市イベントキャラクター
ヤマトン

日 時：令和 7 年 6 月 25 日（水）10 時 00 分～
場 所：大和市役所会議室棟 102 会議室

～ 目 次 ～

大和市協働推進会議規則・・・・・・・・・・・・・・・・ P1～2

公開プレゼンテーション審議メモ（サンプル）・・・・ P3

令和7年度 審議スケジュール・・・・・・・・・・・・ P4

○大和市協働推進会議規則

平成20年9月29日規則第80号

大和市協働推進会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大和市附属機関の設置に関する条例(昭和33年大和町条例第9号)により設置された大和市協働推進会議(以下「推進会議」という。)の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、大和市新しい公共を創造する市民活動推進条例(平成14年大和市条例第20号)の規定に基づく協働事業の提案につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告する事務をつかさどる。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係団体の構成員
- (2) 知識経験を有する者
- (3) 市長が行う公募に応じた市民
- (4) その他市長が必要と認める者

(会長)

第4条 推進会議に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 推進会議の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第7条 推進会議は、必要があると認めるときは、会議に関係者等の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、市民活動主管課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 最初に委嘱される推進会議の委員の任期は、第5条第1項本文の規定にかかわらず、委嘱の日から平成23年3月末日までとする。

No.1

事業名 :
応募者 :
担当課 :

SAMPLE

【評価基準】 5点: 非常に優れている 4点: 優れている 3点: 普通 2点: やや劣っている 1点: 劣っている

項 目	視 点	応募書類の参照箇所	評価	メモ欄
市民活動の 特性	市民の自由な視点で地域のニーズを的確に捉え、市内の課題解決につながる事業であるか	・ 事業の内容 ・ 協力団体		
目標設定	達成しようとする目標や成果は明確になっているか	・ 事業の目的 ・ 事業実施で得られる成果		
実施手法	事業の内容や実施方法は具体的に考えられているか	・ 事業の内容 ・ 役割分担		
計画性	収支予算、実施スケジュールが的確に設定されているか	・ 事業予算 ・ スケジュール ・ 収支予算書		
協働による 効果	応募者と市との役割分担が適切であり、協働による相乗効果が期待できるか	・ 役割分担 ・ 市との協働の必要性		

令和 7 年度 審議スケジュール

【第 1 回 協働推進会議】

令和 7 年 6 月 25 日（水） 10 時 00 分～

- 市長より協働事業提案の諮問が行われます。
- 協働事業提案の内容の審議等を行います。

【第 2 回 協働推進会議】

令和 7 年 6 月 28 日（土） 14 時 45 分～（予定）

- 応募者・担当課の公開プレゼンテーションを聴いた後に、事業内容について審議を行います。

※会議に先立ち、13 時 30 分から『協働事業提案 公開プレゼンテーション』が開催されますので、その中で応募者・担当課からの説明を受け、質疑を行っていただきます。

【第 3 回 協働推進会議】

令和 7 年 8 月 4 日（月） 13 時 30 分～（予定）

- 答申内容の確認をしていただきます。その後市長への答申を行います。